

デイゲスタ邦訳 第六卷

江南義之

第一章 物の権利主張について

1 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文、総体について公示された訴訟の後に個々の物の請求の訴訟が据えられる。

§ 1 この特別の対物訴訟はすべての動産、動物並びに生命が欠けているもの、の中にそして土地に包含されるものの中に余地を持つ。

§ 2 しかしながら我々の権利のものである自由人、例えば我々の権力中にある愛児達は、請求されない。随って自由人は又は予備審判手続又は特示命令又は法務官の審理によって請求される。このようにポンポニウスも第三七巻で、但し、と彼は謂う、或者が附加された原因で権利主張するときは此限りではない。或者がこのように自己の息子或は『ローマの』権利に基づいて権力中にある者を請求するときには、その者が訴訟した

のは適法であるとポンポニウスも同意すると私には見られる。というのは附加された原因からローマ市民法に基づいて権利主張することができる。と彼は述べるからである。

§ 3 この訴訟を通じて唯個々の物が権利主張されるばかりでなく、しかし更に群が権利主張されることができるとポンポニウスに講義録第二五巻で書いてある。牛群についても馬群についても、その外群をなして居るものについても同一のことが云われるべきである。というのは個々の頭は我々のものでないとはいえず、群自体が我々のもので足りるからである。というのは群は権利主張されるが、個々の頭は権利主張されないであろうからである。

2 パウルス 告示註解第二二巻

しかし二人の者の数が等しいだけ居合わせるであろうときには、いずれの者も群全部でなく、却ってその群の全体の半分を権利主張しないためである。しかし一方の者がより多い数を持

削除

ち、他人の頭を差引いても、それにも拘らず群を権利主張されるであろうときには、他人の頭は返還の中に来ない。

### 3 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

マルケルスはディゲスタの第四卷で書いている。三〇〇頭の群を持っていた者が一〇〇頭を喪失して同数の他の頭をそれらの所有権を持った者から或は他人の頭をそれらを善意で占有した者から買戻した。兎角これらは群の、と彼は謂う、権利主張に含まれるであろう。しかし買戻されたその頭だけが生き残っているときでも、依然としてその者は群を権利主張することができる。

§1 船の索具は個物として権利主張されるべきであり、亦ポートは分離して権利主張されるであろう。

§2 同一の性質に属するものが、解体されることも分離されることもできない位、混同され且混ぜられたときには、全体ではなく部分に応じて権利主張されるべきである。例えば私のと君の銀が塊に戻されると我々に共有であり、そして我々が塊の中に持つ重量の割合に応じて、たとえ各人が塊の中にどれだけの重量を持つかが不確定であるときでも、我々各人は権利主張するであろう。

### 4 パウルス 告示註解第二一卷

勿論この事例では更に共有物分割で訴訟されることができよう。しかし悪意でその銀が混同されるよう取計った者は盗訴訟でも提示訴訟でも拘束されるであろう。提示訴訟に於い

て代価の計算がされなければならぬように、権利主張或は共有物分割訴訟に於いて、その者の銀がより高価であつた者がこれをより多く荷うであろう。

### 5 ウルピアヌス 告示註解第二一卷

前文 同じポポンニウスは書いている。二人の者の穀物が意志によらずに混同されたときには、その堆積の中で各人の自己のものであることが明らか額に対して、個物の対物訴訟が成立する。もしそれらの者の意志で混ぜられたならば、その時には共有とされたと見られるであろう。そして共有物分割訴訟があるであろう。

§1 私の蜂蜜、君のブドウ酒因り密酒が作られたときには、それも亦共有とされると若干の学者が判断したと同人は書いている。しかし同人自身も示しているように、寧ろ作成した者のものであるというのがより正しいと私は思う。蓋し故に自己の以前の種を留めないからである。しかし鉛が銀と混合されたときには、解体されることができるので、共有とされることもなく、共有物分割で訴訟されることもないであろう。蓋し分離されることができよう。しかしながら対物訴訟が訴訟されるであろう。しかし解体される、と彼は謂う、ことができないとき、例えば銅と金とが混合されたときには、部分に応じて権利主張されるべきである。密酒に於いて云われることは誰か或者から云われるべきではない。蓋し両方の材料がたとえ混同されても、にも拘らず存続するからである。

§ 2 私の雌馬を君の馬が妊娠させたときには、出生したものは、君のものでなく、却って私のものであると同人は書いている。

§ 3 他人の敷地に移植されて成育し根を伸ばした樹木について、ヴァルスとネルヴァは準対物訴訟を賦与した。何故なら未だ成育しなかつたときには、私のものであることを止めないからである。

§ 4 物に対して訴訟された際に、物体について合意するが、しかしながら名称に於いて錯誤があるときには、適法に訴訟されたと見られる。

§ 5 例えば多数のエロスのように同一の名前の奴隷が多数あるときには、どれについて訴訟されたか明瞭でない。何等の有責判決も為されないとポンポニウスは云う。

6 パウルス 告示註解第六卷

誰が他の者が物に対して訴訟するときには、物及び全体をかそれとも部分及びどれだけを請求するかを表示しなければならぬ。というのは物の呼称は類ではなく、種を示すからである。勿論生の材料の重量、逆に鑄造されたものの数、しかしながら作成されたものの種が云われるべきであるとオクタヴエヌスは定義する。しかし計量された物が包含される際には、衣服が我がのものであり或は我々に与えられるべきであると我々が請求するときでも、計量されたものが云われるべきである。我々がそのものの数を云わねばならないのかそれとも色か？ 両方共

というのがより良い見解である。何故なら使い古されたものであるかそれとも新品かを我々が云うように強要されるのは非道であるからである。仮令鉢だけが云われるべきかそれとも更に方形或は円形であるか、或は純粹なものかそれとも象眼されているかが云われるべきかという困難が容器に於いても起るとしても、自体も亦請求訴訟に於いて附加するのが困難であるので、このように事物は短縮されるべきでない。人間を請求するにはその者の名前が云われなければならない、兎角多数があるときは、少年かそれとも青年であるかであるとはいえ、しかし私がその者の名前を不知のときには、その者の証拠を用いるべきである。例えば『あの相続財産因りある者』『あの女因り出生した者』というのがそれである。同様に土地を請求しようとする者はその名称及びどの場所にあるかを云わなければならない。

7 同人 告示註解第十一卷

土地の権利主張に自らを提供した者が有責判決を受けたときには、それにも拘らず占有者由り請求されるのは適法である。このようにペディウスは述べる。

8 同人 告示註解第十二卷

等しい持分に因り私に君と共有の土地を、君とルキウス・ティティウスが占有したときには、両者共由り私が四分ノ一づつを請求しなければならぬのではなく、却って所有者でないティティウス由り半分全部をとポンポニウスは第三六卷で是認している。君達が確定の境界線でその土地を占有すればこれと他

である。何故ならその時には君由りもティティウス由りも土地の部分を私が請求しなければならぬことは疑がないからである。というのは確定の場所が占有されるときには常に、必然的にこれらに於いて何か他の部分が私のものであるからである。この区別は動産に於いても、相続請求訴訟に於いても余地を持たない。というのは決して分割されたとして占有されることができないからである。

#### 9 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

しかしながらこの訴訟に於いて審判人の職務は被告が占有するかを審判人が顧慮する点にある。如何なる原因に基づいて占有するかは関係がない。というのは私が物が私のものであることを拳証した場合には、何か他の抗弁を對抗しない占有者は返還することを必要とするからである。にも拘らず、ペガスのような、若干の学者は不動産占有保持及び動産占有保持特示命令に余地を持つ唯その占有のみがこの訴訟を包括し、要するにその者の許に寄託された者或は使用貸与された者或は賃借した者又は遺贈保全の原因で或は嫁資及び胎児名義で占有中にある者或はこの者に未発生損害の名義で担保が与えられない者、これら全すべての者は占有していないので、その者由り権利主張されるべきことができないと述べる。しかしながら保有し返還権能を持つ全すべての者由り請求されることができると私は思う。

#### 10 パウルス 告示註解第二一卷

返還されなければならぬ場所で、動産が請求されたときに、

生憎現在しないときには？　そしてこの者を相手方として訴訟された者が善意占有者であるときに、物がある場所又は訴訟される場所、その場所で返還されるのは悪ではなく、却って食料外の通行或は航海に対して要するものは請求者の出費による。

#### 11 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

請求者が自己の費用と危険で、判決された場所、そこで物が返還されるのを選び好むときを除く、というのはその時には返還について満足を以って担保が与えられるからである。

#### 12 パウルス 告示註解第二一卷

逆に他の場所に於いてその物を手に入れた者が悪意占有者であるときには、同一が法定されなければならない。逆に争点が決定的なその場所由り窃取されたそれを他に移転したときには、窃盗したその場所で、自己の出費で返還しなければならない。

#### 13 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

しかしながら唯返還されるばかりではなく、実に物がより劣悪にされたときにも、審判人が計算しなければならぬであろう。例えば不具にされた或は鞭打たれた或は傷付けられた人間が返還されることを思い浮べよ、仮令占有者がアクイリア法の訴訟で訴えられることができるとしても、兎角審判人を通じてどれだけより劣悪にされたかという計算が行なわれるであろう。その故にアクイリア法の訴訟が遺棄されるときにのみ、審判人は損害を評価しなければならぬであろう。請求者はアクイリ

ア法で訴訟しないであろうという担保を与えるべきであるトラベオも思う。この見解は真実である。

14 パウルス 告示註解第二一卷

もし原告が寧ろアクイリア法の訴訟を使用することを選び好むならば、占有者は免訴されるべきである。従って三倍額ではなく、却って二倍額を得るための選択が原告に与えられた。

15 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

同様に鞭打たれたものを引渡したときには、更に不法侵害訴訟が請求者に成立するとラベオは述べる。

§ 1 或者が物を必要から売ったときには、恐らく代価だけを返還するよう、審判人のこの職務から援助される。何故なら収取した果実を、腐敗されないために、売ったときにも、代価以上のものを担保しないであろうからである。

§ 2 同様に偶々請求されたものが耕地であつて、兵士によつて指定され、名誉のために占有者に慰謝料が与えられたときには、これを返還しなければならぬか？ そして私は担保されるべきであると思う。

§ 3 請求された奴隷或は他の動物が占有者の悪意と過失なしで死去したときには、代価が担保されるべきでないといふ多くの学者が述べる。しかし偶々受領したときに請求者が将来に売ろうとしているときには、受認すれば遅滞を担保しなければならぬといふのがより真実である。何故ならその者に返還したときには、売りそして代価が利得されたからである。

16 パウルス 告示註解第二一卷

前文、しかしながら兎角更に人間が死亡しても果実と出生子及び追奪についての問答契約の故に判決が必要である。というのは争点決定後には兎角宿命をも担保してはならないからである。

§ 1 請求された船を航海の時海を越えて送ったときには、それが消え失せたとはいへ、過失とは理解されない。適性の劣った人間にそれを委ねたときを除く。

17 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文 マエヴィウスのものであつた人間を私がティティウス由り購入し、次いでマエヴィウスがその者を私由り請求した際に、私が同人を売却しそして買主がそれを殺害したときには、私がマエヴィウスに代価を返還するのが衡平であるとユリアヌスはディゲスタの第六卷で書いている。

§ 1 同じユリアヌスは書いている。占有者が人間の返却に於いて遅滞を為し、人間が死亡したときには、事件が判決された時迄の果実の計算が考察されるべきである。唯果実のみならず、しかし更にすべての原因が担保されるべきであると同じユリアヌスは述べる。そしてそれ故に出生子及び出生子の果実が返還へ来る。しかしながらそれ迄その奴隷を通じて占有者がアクイリア法の訴訟を取得したときには、返還することを強要されるユリアヌスが第六卷で書いているように、(多数の)原因も来る。もし悪意で占有者自身が占有するのを止め、そして誰か

他の者が人間を不法に殺害したならば、又は人間の代価を担保し又は自己の訴訟を譲歩することを強要される。原告はそれらの両方のいずれかを望むであらう。しかし他の占有者由り収取された果実もその者は返還すべきである。というのは争訟中にあり始めたその人間因り利得を為してはならないが、しかしこの期間で追奪した者に由り占有されたその期間の果実を返還してはならないからである。しかしアクィリア法の訴訟について、(彼が)云うことは、争点決定後に占有者が使用取得したときには、好都合である。蓋し充分な権利を持ち始めたからである。

18 ガイウス 属州告示註解第七卷

審判手續受諾後に占有者が人間を使用取得したときには、その者を「引渡し」そしてその者の名義で悪意について担保を与えなければならぬ。というのはその者を或は質入れし或は手から放つたことは危険があるからである。

19 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

亦偶々未発生損害の名義で担保を与えたときには「これらの物で適法に担保される」という担保が被告自身に与えられるべきであるトラベオは云う。

20 ガイウス 属州告示註解第七卷

それに加えて占有者は、審判手續受諾後自己の物因りではなくその者を通じて取得したのも返還しなければならぬ。この中には亦その奴隷を通じて分与する相続財産及び遺贈が包含される。というのは身体自体が返還されることで足りるのでは

なく、却って物の原因も返還される。即ち審判手續が受諾されたその時からあの者に人間が返還されていたときには、持ったであらう全てのものを請求者が持つことは当然である。従って仮令その者の母親を無論審判手續受諾後に使用取得したその後に出産されたとしても、女奴隷の出生子は返還されなければならぬ。この事例では更に出生子について、母親についてと同じように「引渡し」と悪意について担保が必要である。

21 パウルス 告示註解第二一卷

奴隷が善意占有者由り逃亡したときには、監視もされなければならぬようであったかどうか我々は尋ねる。何故なら監視されなくてもよいというのが公正な意見に属すると見られるときには、占有者は免訴されるべきである。にも拘らずその結果その間にその者を使用取得したときには、自己の訴訟を請求者に譲歩しそして占有するその期間の果実を担保することになる。もし未だその者を使用取得していないならば、担保を与えることとなしにその者は免訴されるべきであり、その結果その物を追求することについて何の担保も請求者に与えない。仮令逃亡中にある中間時に使用取得するとしても、それでは一体請求者はその物を追求することができないのか？ ポンポニウスは告示註解第三九卷でそれは不衡平ではないと書いている。逆に監視されるべきときには、更に自身の名義で有責判決されるべきであらう。にも拘らずその結果使用でその者を取得しなかったときには、原告はその者に自己の訴訟を譲歩することになる。し

かしながら奴隷の逃亡の故に占有者が免訴されるこれらの事例に於いて、たとえ物の追求について担保を与えることが強要されないとしても、にも拘らず占有の担保を与えなければならず、物を手に入れるときには、それを返還することになる。そしてそれをポンポニウスは種々の講義録第三四巻では認する。これはより真実である。

22 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

もし占有者の悪意で逃亡したならば、恰も占有するかのよう  
に、その者は有責判決されるべきである。

23 パウルス 告示註解第二一卷

前文、又は万民法で又は市民法で所有権を取得した者に對物  
訴訟が成立する。

§ 1 神聖な場所、同様に宗教の場所は、恰も我々のもの  
ようには、對物訴訟で請求されることができない。

§ 2 或者が自己の物に他人の物を、そのものの部分と成る  
ように、付加したとき、例えば或者が自己の立像に他人の腕又  
は足を付加し、又は杯に把手或は底を、或は燭台に小像を、又  
は机に足を付加したときには、その全体の物の所有者が招来さ  
れ、そして実に立像と杯が自己のものであると云われるであ  
らうと多くの学者が云うのは適法である。

§ 3 しかし私のパピルス紙中に書かれたもの又は画布の中  
に描かれたものも、即座に私のものと成る。絵画については若  
干の学者は絵画の代価の故に反対に感じたとはいえ、しかしあ

れなしにはあり得ないものは、その物に随われる必要がある。

§ 4 随って私の物が優越を通じて他人の物を引き寄せそし  
て私のものを招来する彼のすべてに於いて、私がその物を権利  
主張するときには、悪意の抗弁を通じて私は附合したそのもの  
の代価を与えることを強要されるであらう。

§ 5 同様に他人のものに接合若しくは付加されることで従  
物の地位に随うものは何であれ、それが密着する限り、所有者  
は権利主張することができず、却って提示によつて訴訟するこ  
とができ、その結果分離されると、その時には権利主張される。  
無論カッシウスが鍛接について書いていることは除外される。

というのは自己の立像に鍛接で腕が接合されたときには、大部  
分の単一体で吸収され、そしてこれは同時に他人のものとなつ  
た。たとえその時から引き裂かれたとしても、以前の所有者に  
戻すことはできないと彼は云うからである。銚接されたものに  
於いては同一でない。蓋し鍛接は同一の材料を通じて混同をひ  
き起すのに、ハンダ付は同一を招来しないからである。従つて  
提示訴訟も對物訴訟も余地を持たないこれらすべての事例に於  
いて事実訴訟が必要である。これに反して隔っている物体に基  
づいているこれらの物体に於いては、個々の部分は個々の奴隷  
個々の羊のように自己特有の種を保持することが知られている。  
順って仮令君の雄羊が混り込んでいても、私は群を権利主張す  
ることができ、しかし君も雄羊を権利主張することができ  
る。これは密着している物体に於いては同一が現われない。何

故なら君が私の立像に他の立像の腕を添加したときには、立像全体が一つの精神で包含されるので、腕が君のものであると云われることができないからである。

§ 6 建物に接合された他人の建築用材は十二表法の故に權利主張されることはできないし、知って他人のものを建物に接合した者に対するのでなければ、その名義で提示によって訴訟されることができない。しかし建築用材接合についての古代の訴訟があり、これは二倍額に対する十二表法因り起因している。

§ 7 同様に或者が他人の荒石因り自己の土地の中に建築したときには、勿論家を權利主張することができるであろう。しかしながら善意の買主に由って占有された後に、更にもし使用取得の期間の後建物が分解されたとしても、再び解かれた荒石を以前の所有者が權利主張するであろう。というのは期間の空間を通じて家が我々のものとなるときには、個々の荒石は使用取得されないからである。

#### 24 ガイウス 属州告示註解第七卷

物を請求することを決心した者は何等かの特示命令で占有を入手することができるかどうか留意すべきである。蓋し他の占有する者から請求するよりも、自身が占有し相手方を請求者の重荷へ強制する方が遙かに有利であるからである。

#### 25 ウルピアヌス 告示註解第七〇卷

占有しておらず占有しないことを悪意で為したわけではないのに、原因なしに被告の防禦に自己を提供した者は、原告が不

知のときには、マルケルスが述べるように、免訴されるべきではない。この見解は真実である。しかしこれは争点決定後である。その他に審判手續受諾前には、真に占有していないので、占有することを自ら否定する者は原告を欺かない。退去した者は自己を争訟に提供したとは見られない。

#### 26 パウルス、プラウティウス註解第二卷

何故なら原告が知っているとき、その時には、その者は他人由りではなく自己由り欺かれるからである。そしてその故に被告は免訴される。

#### 27 同人 告示註解第二一巻

前文 しかしながら私がティウス由り請求することを望む際に、誰か他の者が自から占有すると云った、そしてそれ故に争訟に自己を提供し、そしてこれ自体を訴訟された事件に於いて証言から私が挙証したときには、必ず有責判決される。

§ 1 しかしながら誰か他の者が兎角争点の決定された時でも事件が判決される時でも占有しなければならぬ、もし争点決定の時で占有するが、しかしながら事件が判決される際に、悪意なしで占有を喪失したときには、占有者は免訴されるべきである。同様に争点の決定された時で占有しないが、しかしながら判決される時占有するときには、必ず有責判決されるというプロクルスの見解が是認されるべきである。故に果実の名義でも占有を始めた時因り有責判決されるであろう。

§ 2 請求された人間が占有者の悪意でより劣悪にされ、次

いでその者の過失なしで他の原因に基づいて死亡したときには、その者をより劣悪にしたことの評価は為されない。蓋し請求者の利害が何等ないからである。しかしこれは対物訴訟に関する限度…しかしながらアクイリア法の訴訟は持続する。

§ 3 しかし争点決定前に悪意で物を占有することを止めた者も対物訴訟で拘束される。そしてそれは、過去の悪意が相続請求訴訟へ来ると我々が云ったように、制定された元老院決議に基づいて結論付けられることができる。というのはそれ自体も対物訴訟である相続請求訴訟の中に過去の悪意が荷なわれるので、特殊な対物訴訟に於いても推論を通じて過去の悪意が演繹されるのは不条理ではない。

§ 4 息子を通じて又は奴隷を通じて父親或は所有者が占有し、そしてその者が父親又は所有者の過失なしで事件の判決された時不在であるときには、或は期限が与えられるか或は占有の返還について担保が与えられるべきである。

§ 5 請求され物に対して占有者が争点が決定される前に出費を為したときには、原告が出費を返却せず自己の物を請求することを固守するならば、悪意の抗弁を通じてそれらの計算がされなければならない。更に、加害審判手続で奴隷を防禦し、有責判決された者が金銭を履行したとき、又は請求者のものである敷地の中に錯誤を通じて家を建築したときに、にも拘らず請求者がその建物を取り除くことを受認する用意がなければ、同一である。このことは妻に贈与された敷地に於いても、嫁資

について審理する審判人を通じて為されるべきであると(若干の学者は)云った。しかし私の少年を、君が占有する際に、君が教えたときには、同一が遵守されるべきでないプロクルスが判断する。蓋し私は私の奴隷なしで済ましてはならないし、敷地に於いて我々が云ったと同一の権利手段が適用されることができないからである。

28 ガイウス 属州告示註解第七卷

偶々君が画家又は筆写者を教授したことは、審判人の職務でのみ評価がされることができると云われる。

29 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二一巻

君がその者を売りに出して、技能の故にその者の代価以上のものを君が得るであろうときを除く、

30 ガイウス 属州告示註解第七卷

費用を弁済するよう、前以って原告に告知されたときには、それを看過すると悪意の抗弁が対置される。

31 パウルス 告示註解第二一巻

その他に請求された奴隷の果実について問題とされる際には、単にその者の成熟が考察されるべきであるばかりでなく、更に何か他の労務は未成熟者のものであり得るから、にも拘らず技能を占有者の出費で学んだことの技能に基づいて収取される果実が評価されることを請求者が熱望するのは否認されるべきである。

32 モデステイヌス 相異論第八卷

もしその者が（奴隷を）職人に仕立て、技術を得た者が二五歳の年齢になったならば、支払われた費用は相殺されることが出来る。

### 33 パウルス 告示註解第二二卷

獨り果実が収取されるばかりではなく、しかし収取されることが正直にできたものも評価されるべきである。そしてそれ故に占有者の悪意又は過失で請求された物が消失したときには、消失しなかったならば、即ち事件の判決された時迄に持たれるであろうそれ迄の果実の計算がされるべきであると思つたトレパティウスの意見がより真実であるとポンポニウスは思う。このことはユリアヌスにも氣に入っている。この理由から虚有権の所有者が請求し、遅滞の間に用益権が喪失されたときには、用益権が個有権に回帰したその時因り果実の計算がされる。

### 34 ユリアヌス デイゲスタの第七卷

寄洲作用を通じて部分が土地に附合したときにも同一である。

### 35 パウルス 告示註解第二二卷

前文、そして逆に請求者が争点決定されて用益権を遺贈したときには、個有権由り退却したその時由り果実の計算がされるべきでないとする若干の学者が思うのは適法である。

§ 1 しかしながら私が他人の土地を請求しそして審判人が判決で私のものであると宣告したときには、更に果実について占有者を有責判決しなければならぬ。というのは同一の錯誤で果実についても有責判決されるであろうからである。という

のは敗れた際には、果実を占有者の利得に譲歩すべきではないからである。さもなければ、マウリキアヌスが述べるように、審判人は私に返還されることを裁定しないであろう。即座に占有を返還したときには、占有者が持たなかったであろうものを何故持つのか？

§ 2 このものの評価を受諾した物の名義で、請求者は占有者に追奪について担保を与えることを強要されない。というのは物を返還しない占有者は自己の責に帰さねばならないからである。

§ 3 毀損なしに分割されることができないものの部分は請求することができると定められた。

### 36 ガイウス 屬州告示第七卷

前文、請求訴訟の審判手続を使用する者は、無益に試みないために、この者を相手方として訴訟を創める者が占有者であるか或は悪意で占有することを止めたかを尋ねなければならない。

§ 1 物に対して訴えられる者は更に過失の名義で有責判決される。しかしながら危険な場所に沿って奴隷を送り、その者が消え失せたとき（の）占有者及び自己に由って請求された奴隷が砂漠にあることを許し与えた占有者は過失の被告である。しかしその者が逃亡したときに、自己に由って請求された逃亡奴隷を監視しない者、それが難船で沈没したときに、自己に由って請求された船を不順な天候の時に航海に送った者もそうである。

### 37 ウルピアヌス 告示註解第十七卷

ユリアヌスはディゲスタの第八卷で書いている。私がこれの善意の買主で勿論あった他人の敷地の中に私が建築したが、実に既に他人のものと私が知ったその時から私が建築したときには、抗弁が私に何等役立たないかどうか我々は考えて見よう。但し或者が損害の不安について役立つと云うときは此限りではない。しかしながらこの抗弁が役立つまいと思ふ。というのは他人のものと確定している建築物を建ててはならなかったからである。しかし敷地の所有者の経費なしに建てた建築物を取り除くことはその者に許し与えられるべきである。

38 ケルスス ディゲスタの第三卷

不注意にも君が購入した他人の土地の中に君が建築し又は種子を播いた、次いで追奪される。善良な審判人が人格及び原因に基づいて多様に設定する。所有者も同一を為したであろうと想定すると、土地を受取るためには、より高価にされたそれ迄の限度で費用を返却し、そして土地の代価により以上のものが附合したときには、唯費やされたものだけである。この者が、それを返却することを強要されたときに、貧しいので、家の守護神や祖先の墓なしで済まざるを得ないことを想起して見よ、初から建築されなかつたときより土地が劣悪でない限りで、君ができるだけこの物因り取り除くことが君に許可されることで足りる。逆にこの物を運び去うことで占有者が持つであろうと同額を所有者が与える用意があるときには、権力がその者に要すると我々は設定する。奸策にふけることは容赦されるべきで

はない。例えば君が塗り付けた上塗と絵画を君が掻き落すことを望むときには、君が妨遮するためでなければ、何事も隠されないであろう。受取った土地を直後に売却しようとする人格の者が所有者であることを想起せよ。第一の部分で返却されるべきであると我々が云った額をその者が返却しなければ、それを控除して君は有責判決される。

39 ウルピアヌス 告示註解第十七卷

前文 自己の荒石で建築した賃借人は、即座に荒石をこれらの者の土地の中に建築するそれらの者のものとする。

§1 介入して土地を質として与えた婦人は、仮令債権者に出つて売られたとしても、対物訴訟で請求することができるとユリアヌスはディゲスタの第十二卷で適法にも書いている。

40 ガイウス 属州告示註解第七卷

蓋し債権者が何等質物を売却したとは見られないからである。

41 ウルピアヌス 告示註解第十七卷

前文 他の者がより良い条件を呈出したときには、購入由り後退されるといふ約款で或者が購入するときには、条件呈出後には既に対物訴訟を使用することができない。しかし或者に土地が期日内に競り売られたときにも、付加が為された前には、対物訴訟を使用することができ、その後にはできないであろう。

§1 奴隷或は家子が私に土地を売却し引渡したときに、特有財産の自由な管理を持つならば、私は対物訴訟を使用するこ

とができるであろう。しかし所有者の意志で所有者の物を引渡すときにも、同一が云われるべきである。宛も委託事務管理人が所有者の意志で売却し引渡したときに、対物訴訟を私に譲歩するのと同じである。

42 パウルス 告示註解第二六卷

物に対して訴訟されたときに、仮令占有者の相続人でも、死者の人格が委ねられなかったならば、必ず有責判決へ来る。

43 同人 告示註解第二七卷

宗教に附随するものは、宗教物でありそしてそれ故に築造された墓石は除却された後にも権利主張されることができない。しかしながら請求者には非常審判手続での事実訴訟による援助が与えられ、その結果これを為した者はそれを返還するよう強制される。しかし誰か他の者に所有者の意志なしで築造されて、未だ記念碑が執り行なわれない間に他の場所に置き換えられるために、取り去られたときには、所有者に由り権利主張されることができ。もし置き換えられるために取り去られたならば、同様に所有者が返済請求することができると知られている。

44 ガイウス 属州告示註解第二九卷

ぶら下っている果実は土地の部分と見られる。

45 ウルピアヌス 告示註解第七八卷

訴えの後に返還されるものが人間であるときに、勿論善意占有者由りであれば、唯悪意についてだけ担保が与えられるべきであるが、その他の者は更に自己の悪意についてもしなければ

ならないと私は思う。これらの者の間には善意占有者も争点決定後あるであろう。

46 パウルス サビヌス註解第十卷

対物訴訟を通じて請求され、争訟に対して原告が誓ったと同額が評価されたその物の所有権は即座に占有者へ所属する。というのは自身が設定したその代価でその者を相手方として和解し、決済したと私は見るからである。

47 同人 プラウティウス註解第十七卷

これは物が現在するときである。不在ならば、その時にはその物の占有を占有者が原告の意志に基づいて手に入れた際である。そしてそれ故に原告がそのものの占有が被告に將に引渡されないことが自らを通じて為されないという担保を与えるとき以外には、争訟が審判人に由り評価されないというのは不適當ではない。

48 パピニアヌス 解答録第二卷

他人のものであることが明瞭であった地所に対して善意占有者に由って為された出費は地所を贈与した者由り、所有者由り請求されることはできず、実に悪意の抗弁が対置されて審判人の職務を通じて衡平の理由から補償される。無論争点決定前に収取された果実の総額を（出費）が超えるときである。というのは相殺が承認されて土地が改良されていけば所有者は超過した出費を返還するよう強要されるからである。

49 ケルスス ディゲスタの第十八卷

前文 地面は建物の部分である。さもなければ船での海の使用が隷属しないと私は判断する。

§ 1 私がこのものの権利主張する権利を持つ私の物に基づいて生き残っているものは私のものである。

50 カリストラトス 警告者の告示第二卷

前文 敷地が購入の原因に基づいて誰か他の者に所属するときには、敷地が引渡される前そしてその時に占有が喪失されても、この訴訟で訴訟されることができるというのは適法ではない。

§ 1 しかし相続人が、更にもし相続財産に帰属するものの占有を依然として持たなくとも、そのものについて訴訟するのは適法であろう。

51 ポンポニウス サビヌス註解第十六卷

物に対して訴訟されて占有者の相続人に対して審判手続が賦与されるときには、相続人の過失も亦悪意もこの審判手続へ来る。

52 ユリアヌス ディゲスタの第五五卷

しかしながら土地の占有者が争点決定前に悪意で土地を占有することを止めた際には、勿論その者の相続人達は対物訴訟を引受けることを強要されるのではなく、却ってその物に基づいて富裕にされた額をこれを通じて返還することが強要される事実訴訟がそれらの者に対して与えられなければならないだろう。

53 ポンポニウス サビヌス註解第三一巻

土地の占有者がそれを耕やして種子を播いたそしてその後土地が追奪されたときには、栽培されたものを取り去ることができない。

54 ウルピアヌス 見解録第六卷

弁護の職務と自己の事件の防禦の間には夥しい差異があり、そのことの故に或者が、その後物が自己へ所属することを相識ったとき、その時には自己のものであることを知らずに、そのものを権利主張する他の者に助力したので、自己の所有権を喪失しなかった。

55 ユリアヌス ディゲスタの第五五卷

土地の占有者が審判手続受諾前に二人の相続人を残して死去しそして土地全体を占有していたこれらの者のうち一方の者由り全体が請求されたときには、総体に対して有責判決されなければならぬことは疑われるべきでない。

56 同人 ディゲスタの第七八卷

やはり群の権利主張のようではないが、特有財産のそれは受理される。しかしこの者に特有財産が遺贈された者は個物を請求する。

57 アルフェヌス ディゲスタの第六卷

この者由り土地が請求された者が他の者由り同一の土地の名義で訴えられた。それらの者のどちらか一方に審判人の命令で土地を返還したそしてその後もう一方の請求者に沿って事件が判決されたときに、どのようにして二倍の損害を受けないよう

にするか問われた。両方のいずれかの審判人が最初に判決し、もう一人の者が土地を追奪したときには、それを担保するといふ担保を占有者に与え或は満足を与える旨で、その者は土地が請求者に返還されるよう命令すべきであると私は解答した。

58 パウルス アルフェヌスの省録集第三卷

この者由り奴隷が請求されそして同一の奴隷の名義でその者を相手方として盗の訴訟された。両方共の審判手続で有責判決されたときに、最初に奴隷がその者由り追奪されたならば、自分は何を為すべきか問われた。その事件のために与えられたもの、それが適法に履行されるときに、その人間の代りに審判手続を受諾したので、その者に満足が与えられたのでなければ、その者を引渡すことを審判人が強要すべきでない。しかし最初に盗について審判手続が為され、加害の人間を与えたが、次いで人間自体について請求者に沿って「審判手続が為された」とときには、人間を引渡さないその事件のために審判人が訴訟を評価してはならないと彼は解答する。蓋し故に人間を引渡さないことが、その者の過失や悪意で起ったのではないからである。

59 ユリアヌス ミニキウスに因る第六卷

居住者が他人の建築物の中に窓と戸を設置し、同一を一年後に建築物の所有者が取り除いた。設置した者がそれを権利主張することができないかどうか私は問う。できると彼は解答する。何故なら他人の建築物に結合されたものは、それが接合されて存続する限り、同一の建築物のものであるが、そこから取り除

かれるや否や、直ちに以前の状態へ回帰するからである。

60 ポンポニウス サビヌス註解第二九卷

幼少の或は発狂した占有者が滅失或は損傷したものは、罰せられない。

61 ユリアヌス ミニキウスに因る第六卷

或者が自己の船を他人の材料で修理したときには、それにも拘らず船が同人のもので存続するかどうかと質問されたミニキウスは存続するが、しかしそれを建造するに於いて同一を為したときには、できないと解答した。何故なら船全体の個有権は龍骨の状態に追従するとユリアヌスは註記するからである。

62 パピニアヌス 質疑録第六卷

前文、船が悪意占有者由り請求されるときには、賃貸されるのが常である露店と敷地に於けるように、果実も評価されるべきである。相続人が触れていない寄託された金銭について、利息を履行するよう強制されないことは、それに矛盾しない。何故ならたとえ概して運送料が利息のように本来帰するものでなく、却って法上収取されるとしても、にも拘らず運送料は熱望されることができる。蓋し故に金銭は譲与者の危険で高利で貸されるが、船の危険を占有者は請求者に担保してはならないからである。

§ 1 しかしながら一般に果実の評価について問われる際には、悪意占有者が収益したかどうかではなく、却ってその者に占有することが許されたとしたら、請求者が収益することがで

きたかどうか留意されなければならないことが知られている。  
この見解をユリアヌスも亦是認する。

63 同人 質疑録第十二卷

欺罔でなく、過失で或者が占有を喪失したときには、評価を受けなければならないので、相手方が自己の訴訟を譲歩することを、その者が熱望するときには、審判人に由って聞き入れられるべきであろう。にも拘らず誰であれ他の者が占有していることを考えて法務官が救助策を隠したであろう際にも、欺きによつて何等悩まされない。亦争訟の評価を収取した者自身には、占有しても援助されてはならない。審判人の判決に基づいて判決の危険で受取った金銭をその後返還することを望むときには、あの者は容易に聞き入れられないであろう。

64 同人 質疑録第二十卷

物に対して訴訟される際には、使用权はあるが収益権のないそれらのものの名義でも亦果実が返還されることは確定である。

65 同人 解答録第二卷

前文、買主は非所有者由り購入した地所を悪意の抗弁が対置されると、質として与えられた地所を持った者の債権者に弁済された金銭及び中間時の過剰の利息を受取ったとき以外には、所有者に返還するよう強要されない。無論争訟前に収取した果実に於いて過少のときである。何故なら地所に対して要した出費の例に倣つて、それらが新しい利息に限り相殺されるのは衡平であるからである。

§ 1 嫁資に対して与えられたのではなく、却つて娘の特有財産に対して許し与えられた女奴隷は、娘の特有財産に遺贈されなければならない、相続上の財産であることで一致している。にも拘らず父親が嫁資及び特有財産の熟考で娘を廃嫡しそしてその理由から遺言でその女に与えられたものを何も残さなかったか、又はそれより少ないものを遺贈したときには、意志の防禦が娘を保護するであろう。

66 パウルス 質疑録第二卷

それ故に遺贈の或は解放の条件が出現したときには、所有権が我々由り立ち去ることが予期されるので、我々が我々のものであると権利主張しようとするのは劣らず適法である。

67 スカエヴォラ 解答録第一卷

被後見人の後見人由り家を買取った者がその修理のために大工を雇い入れた。その者が金銭を発見する。誰に所属するか問われる。埋蔵物に属するものではなく、却つて偶々金銭が滅失されたり、或は錯誤を通じてこの者に所屬していた者由り運び去られなかったときには、それにも拘らずそれはこの者のものであった者のものであると私は解答した。

68 ウルピアヌス 告示註解第五一巻

審判人に返還することを命令されたが、返還することができないと争つて従順でない者は、勿論物を持っているときには、審判人の職務で占有がその者由り兵士の手へ移転され、すべての原因の名義で果実だけの有責判決が為される。逆に返還する

ことができないとき、勿論できないことを悪意で為したときには、その者は相手方が争訟に対して何等尺度もなく、無制限に對して誓った額が有責判決されるが、逆に返還することができず、できないことを悪意で為さなかつたときには、物のある額以上でないもの、即ち相手方の利害のあつた額が有責判決される。この見解は一般的であり、特示命令であれ、対物訴訟であれ、対人訴訟であれ、これらに基づいて審判人の裁定で或ものが返還されるすべてのことに關して余地を持つ。

69 パウルス サビヌス註解第十三卷

占有しないことを悪意で為した者は、原告がその物の名義で持っている訴訟を自らその者に譲歩するという担保をその者に与えてはならないといふことの名義でも亦罰せられる。

70 ポンポニウス サビヌス註解第二九卷

強奪を通じて所有者の意に反することに由り物を正当な代価で調達することが、各人の権力中にならないようにするために、準プリキアナ訴訟が勿論その者に賦与されるべきでない定められた。

71 パウルス サビヌス註解第十三卷

もし占有者が勿論悪意で為したが、逆に原告が誓うことを望まず、却つて物がある額につき相手方が有責判決されることを選好んだならば、習俗はその者の意に従われるべきである。

72 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

君がティティウス由りセンプロニウスの土地を購入し、代価

が弁済されて君に引渡され、次いでティティウスはセンプロニウスに相続人として出現し、同一の土地を他の者に売却して引渡したときには、君が優先するのがより衡平である。何故なら売主自身がその物を君由り請求するときにも、君は抗弁でその者を撃退するが、しかし自身が占有し君が請求するときにも、君は所有者の抗弁に対して反抗弁を用いるであらうからである。

73 同人 告示註解十七卷

前文、特別の訴訟に於いては占有者はどの持分がその者のものであるかを云うよう強要されない。というのは占有者ではなく、請求者の手に属しているからである。これはプリキアナに於いても觀察される。

§1 地上権者に

74 パウルス 告示註解第二一卷

即ち他人の土地の中に確定の賃料を履行する旨で、地上物を持つ者。

75 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

法務官は事件を審理して対物訴訟を申し出る。

76 ガイウス 属州告示註解第七卷

前文、権利主張された物全体について云われたことは、部分についても同一と理解されるべきであり、そして審判人の職務には部分の容態に応じてその者にも亦返還されることを命令することが包括され、これは同時に部分自体と共に返還されなければならぬ。

§ 1 正当な原因が介在するときには、不確定の部分の権利主張が賦与される。しかしながら遺言中にファルキディア法に偶々余地があるときには、正当原因が、辛じて審判人の許で試験される遺贈に基づくと不確定な差引の故に、あり得る。というのはこの者に人間が遺贈された受遺者がどれだけの部分を権利主張しなければならぬかについて正当な不知を持つからである。従つてそのような訴訟が賦与されるであろう。我々はその他の物についても同一と理解する。

77 ウルピアヌス 告示註解第十七卷

或る婦人が土地を夫でない者に手紙を通じて贈与しそして同一の土地をその者由り賃借した。恰も婦人自身を通じて例えば小作人を通じて占有を取得したように、対物訴訟がその者に成立すると防禦されることができ。更に贈与された敷地の中にあったものは、手紙と共に手放される。賃借が介在しなかつたとはいへ、この事は占有が引渡されるのに足りた。

78 ラベオ パウルス由りの省録の第四卷

君が占有する他人の土地の果実を君が集めなかつたときには、その土地の果実の名義で君は何ものも与えるべきではない。パウルス・否、それ故にその者がそれを自己の名義で収取したので、果実がこの者のものと成つたかと問われる。我々は果実の収取を、完全に拾ひ集められたのではなく、しかし更に果実が地面から自己を留めるのを止めたときと受け止めなければならぬ。例えばオリブ、ブドウが拾集されたが、しかしながら

未だブドウ酒、オリブ油が誰か他の者に由り作られなかつたときがそれである。というのは即座に自身が果実を受領したと判断されるべきであるからである。

79 同人 パウルス由りの省録の第六卷

君が人間を私由り請求しそしてその者が争点決定後死亡した。その者が生きていた間の果実が評価されるべきである。パウルス、その人間が最初からその健康状態へ遭遇したのでないが、このことの故にその者の労務が無用と成つたときには、それはこのように真実であると思はる。何故ならその健康状態に於いて生きていたとしても、その期間の果実の名義で評価されるのは相当であるからである。

80 フリウス・アンティアヌス 告示註解第一卷

我々は対物訴訟を受けることを強制されない。自分が占有していないと誰か他の者に云うことが許されるので、その結果相手方が物が相手方に由つて占有されることを実証することができるときには、自己のものであることを是認しなかつたとはいへ、審判人を通じて自己へ占有を移転するときには、このようである。

第二章 プブリキアナ対物訴訟について

1 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文 法務官は述べる。或者が「非所有者由り」正原因に基づいて引渡されして未だ使用取得されていないものを請求す

るときには、私は審判手続を賦与するであろう。

§ 1 法務官が「未だ使用取得されていない」と述べるのは相応である。何故なら使用取得されたときには、市民法上の訴訟を持ち、名譽法上のそれを熱望しないからである。

§ 2 しかし例えば遺贈のように、或者が所有権を手に入れるであろう法の関与が「十分に」夥しくあるのに、何故引渡のだけと使用取得の記載を為すのか？

## 2 パウルス 告示註解第十九卷

或は死因贈与が為された（ように）…何故なら遺贈の例に倣って捕えられるので、占有が喪失されるとプブリキアナが成立するからである。

## 3 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文 他の非常に多くのものがある。

§ 1 法務官は「正原因に基づいて請求する」と述べる。随って引渡の正原因を持つ者はプブリキアナを使用する。そして唯善意の買主だけでなく、他の者に、例えばこの者に嫁資の名義で引渡された物が未だ使用取得されない者にもプブリキアナが成立する。というのは嫁資として与えられた物が評価されたのであれ、されないものであれ、最も正当な原因があるからである。判決の原因に基づいて物が引渡されたときにも同様である。

## 4 パウルス 告示註解第十九卷

或は弁済原因

## 5 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

或は真実の原因があるのであれ、虚偽であれ、加害者委付の原因に基づいて、

## 6 パウルス 告示註解第十九卷

同様に、防禦されなかったので、奴隸を加害原因に基づいて法務官の命令で私が引いて来てそして私が占有を喪失したときには、プブリキアナが私に成立する。

## 7 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文、しかし物が判決によって与えられたときにも、プブリキアナ訴訟が成立する。

§ 1 争訟が評価されたときには、売却に類似している。被告が争訟の評価を提供したときには、プブリキアナが成立するとユリアヌスもディゲスタの第二二卷で述べる。

§ 2 狂人由りその者が発狂していることを知らずに購入した者は使用取得することができるとマルケルスはディゲスタの第十七卷で書いている。故にプブリキアナを持つであろう。

§ 3 しかし或者が「利得原因に基づいて」物を受領したときにも、プブリキアナを持つ。これは更に贈与者に対しても成立する。というのは施しを受領した者は正当な占有者且請求者であるからである。

§ 4 未成年者由り或者がその者が未成年者であることを知らずに購入したときには、プブリキアナを持つ。

§ 5 しかし交換が為されたときにも、同一の訴訟が成立す

る。

§ 6 プブリキアナ訴訟は占有の外観ではなく、個有権の外観に係る。

§ 7 請求している私に物が宣誓されるべきことを君が申請しそして私が物が私のものであることを誓ったときには、プブリキアナは私に成立するが、しかし君に対してだけである。というのは唯申請した者だけに宣誓が害とならなければならぬからである。しかし占有者に宣誓が申請されて、物が請求者のものではないと宣誓したときには、唯請求するその者に対してだけ抗弁を使用するであろう。その結果訴訟を持つこともない。

§ 8 プブリキアナ訴訟に於いては、我々が物の権利主張に於いて云ったことと同一がすべてであろう。

§ 9 この訴訟は相続人にも名誉上の承継人にも成立する。

§ 10 私が購入したであろうではなく、却って私の奴隷がのときには、私がプブリキアナを持つであろう。私の委託事務管理人や後見人や保佐人や誰か他の者が私の事務を管理して購入したであろうときにも同一である。

§ 11 法務官は「善意で購入する者」と述べる。随ってすべての購入ではなく、却って善意を持つそれが役立つであろう。それだから仮令私が非所有者より購入したとしても、あの者が狡猾な故意で売却したとはいえ、私が善意の買主であったならこれで足りる。というのは売主の悪意は私に害とならないであろうからである。

§ 12 この者の地位を私が承継した者が善意で購入した際に、私が承継人であり、悪意で為したときには、この訴訟に於いて私に妨とならないであろう。この者に私が承継した買主が悪意で為した際に、私が悪意に欠けているときには、有益ではないであろう。

§ 13 しかしというのは私の奴隷が購入したときには、私ではなく、その者の悪意が考察されるべきであり、逆も真であるからである。

§ 14 プブリキアナは購入の時を連結する。そしてそれ故に購入前にもその後にも悪意で為されなかったことは、この訴訟に於いて演繹されるとポンポニウスに見られる。

§ 15 しかしながら唯購入だけの善意を連結する。

§ 16 随ってプブリキアナが成立するためには、或者が善意で購入し、その者に購入された物がその名義で引渡されたことが競合しなければならぬ。この他に引渡前に仮令或者が善意の買主であっても、プブリキアナを試みることができないであろう。

§ 17 購入された物の引渡は善意で為されなければならないとユリアヌスはディゲスタの第七巻で書いた。順って知って他人の占有を占取したときには、使用取得することができないので、その者はプブリキアナを試みることができない。或者がプブリキアナを試みることができるときには、引渡の初めに他人の物を不知であったことで足りると我々が判断することである。

とある人が思うのではなく、却ってその時にも買主は善意であらねばならない。

#### 8 ガイウス 属州告示註解第七卷

代価弁済について何事も表現されない。その故に代価が弁済されたかどうか尋ねられるためには、それが恰も法務官の見解でないかのように、推測で捕えられることができる。

#### 9 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文、しかしながら買主に物が引渡されたのであれ、買主の相続人であれ、プブリキアナ訴訟は成立する。

§ 1 或者が自己の許に寄託され或は自己に使用貸与され或は質として自己に与えられた物を購入したときに、購入後にその者の許に残留したときには、引渡として受け止められるべきである。

§ 2 しかし引渡が購入を先行したときにも、同一が云われるべきであろう。

§ 3 同様に私が相続財産を購入しそして私に引渡された相続上の物を私が請求することを望むときには、ネラティウスはプブリキアナがあると書いている。

§ 4 或者が善意で購入する二人の者に分離して売却したときには、最初に物が引渡された者かそれとも単に購入しただけの者のいずれの者がむしろプブリキアナを使用することができるか我々は考えて見よう。勿論同一の非所有者由り購入したであろうときには、この者に最初に物が引渡された者が優先し、

もし異なる非所有者由りならば、請求する者より占有する者の原因がより良好であるとユリアヌスはディゲスタの第七巻で書いた。この見解は真実である。

§ 5 この訴訟は使用取得されることができないものの例えば盗品に於いて或は逃亡奴隷に於いて、余地を持たない。

§ 6 相続上の奴隷が相続開始前に何か他の物を購入し自己に引渡された占有を喪失したであろうときには、恰も自身が占有したかのように、相続人がプブリキアナを使用するのは適法である。これらの者の奴隷に物が引渡された市民達も同一の条文中にある。

#### 10 パウルス 告示註解第十九卷

特有財産の名義で奴隷が購入したのであれ、ないのであれ、

#### 11 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文、私が購入しそして私の意志で他の者に物が引渡されたときには、プブリキアナがあつた者に賦与されるべきであると皇帝セヴェルスは書簡解答した。

§ 1 引渡された用益権について訴訟されたときには、プブリキアナが賦与される。引渡を通じて或は受認を通じて（偶々或者が自己の家を通じて引水権が向うへ引かれることを受認したとき）設定された市街地役権によつても同様である。田園のも同様である。何故ならここでも引渡と受認が保護されることが知られている。

§ 2 善意の買主の許で懐胎された、盗まれた女奴隷の出生

子は、更にもし購入した者に由り占有されなかつたとしても、しかし盗人の相続人はこの訴訟を持たない。蓋し死者の瑕疵の承継人であるからである。

§ 3 にも拘らず時には、盗まれた母親が売られたのではなく、不知の私に贈与されそして私の許で懐胎して子を産んだとはいえ、ユリアヌスが述べるように、私が試みるその時に母親が盗まれたことを私が不知であるときに限り出生子中にプブリキアナが私に成立する。

§ 4 盗まれたものでなかつたときに、この原因に基づいて私が母親を使用取得することができるが、その原因に基づいて母親が盗まれたものであることを私が知らなかつたときには、私が出生子を使用取得すると同じユリアヌスは一般的に云う。随つて全ての原因に基づいて私はプブリキアナを持つてである。

§ 5 出生子因り子が産まれたときも、出生したのでなく、却つて母親の死亡後その女の母胎を切開して引張出されたときにも、ポンポニウスも第四十巻で書いてるように、同様である。

§ 6 購入された建物で、それが取り壊されたときに、建築物に附合したものはこのような訴訟で請求されると同人は述べる。

§ 7 にも拘らず寄洲作用を通じて附合したものは、このものに附合するものに類似と成る。そしてそれ故に土地自体がプ

ブリキアナで請求されることができないときには、これは請求されないであろうが、しかしながらできるときには、寄洲作用を通じて附合した部分に關しても（できる）このようにポンポニウスも書いている。

§ 8 購入された立像の切り離された部分が請求されるときにも、同様の訴訟が貢献すると同人は附言する。

§ 9 私が敷地を購入し、家をその中に建築したときには、私がプブリキアナを使用するのは適法であると同人は書いている。

§ 10 同様に、と彼は謂う、私が家を購入しそしてそれが敷地へ所屬するときには、私は等しくプブリキアナを使用することができであろう。

12 パウルス 告示註解第十九卷

前文、許婚が許嫁に奴隷を贈与しそして使用取得前にそれを嫁資として受領した際には、離婚が為されると奴隷が返還されるべきである。故ピウス帝に由り書簡解答された。何故なら許婚と許嫁の間で贈与が有効であつたからである。故に占有する者に抗弁が賦与され、占有が喪失されると外部の者が占有するのであれ、贈与者であれ、プブリキアナが賦与されるであろう。

§ 1 この者にトレベリアヌス（元老院決議）に基づいて相続財産が返還されるべき者は、更にもし占有を手に入れたかつたとしても、プブリキアナを使用することができ。

§ 2 貢納義務農地に於いて及び使用取得されることができ

ない他の地所に於いて、偶々善意で私に引渡されたときには、プブリキアナが成立する。

§ 3 私が地上権のある家を非所有者由り善意で購入したであらうときにも同様である。

§ 4 物が、法律又は勅法がそれが譲渡されるのを禁止するようなものであるときには、その事例ではプブリキアナが成立しない。蓋しこれらの事例では、法律に反して為さないようにするために、法務官が何人も保護しないからである。

§ 5 未だ一年にならない幼児の奴隷についても更に我々はプブリキアナ訴訟を使用することができる。

§ 6 部分に応じて或者が物を請求することを望むときには、プブリキアナ訴訟を用いることができる。

§ 7 しかし更に瞬間に占有する者も、この訴訟を試みるのは適法である。

### 13 ガイウス 属州告示註解第七卷

前文 物の取得の正原因が何であらうと、これらの原因に基づいて手に入った物を我々が喪失したであらうときには、それらの物の追求のために、この訴訟が我々に賦与されるであらう。

§ 1 時には若干の正当でない占有に基づいてプブリキアナ審判手続が成立する。何故なら質物の及び容仮の占有は正当であるが、しかしこれらに基づいては、無論債権者も容仮で懇願した者も、自分が所有者であると信ずるその意思で占有を手に入れたからというあの理由でかかる審判手続が成立しないのが

常である。

§ 2 被後見人由り購入する者は「法律で禁止されていない」後見人の授權で自分が購入したことを拳証しなければならない。しかし虚偽の後見人の授權で欺かれた者が購入したときにも、善意で購入したと見られる。

### 14 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

パピニアヌスは質疑録第六卷で書いている。或者が物が売却の原因で引渡されるのを禁止し或は告知したが、この物が自身の意志で委託事務管理人由り売られ、そしてそれにも拘らずその者が引渡したときには、占有するのであれ、物を請求するのであれ、法務官は買主を保護するであらう。しかし買主審判手続を委託事務管理人が買主に譲歩することを委任反審判手続で得る。というのは売ることを委任した者由り買主に物が運び去られることが為され得るからである。蓋し不知を通じて対置しなければならなかった抗弁、例えば「私の授權者が君の意志に基づいて売却しなかったときには」を使用しなかったからである。

### 15 ポンポニウス サビヌス註解第三卷

私の奴隷が、逃亡中にある際に、物を非所有者由り購入するときには、引渡された物の占有をその者を通じて私が手に入れたかったとはいえ、プブリキアナが私に成立しなければならぬ。

### 16 パピニアヌスの質疑録第二卷

正当な所有権の抗弁はプブリキアナに対抗されるべきであるとパウルスは註記する。

17 ネラティウス 羊皮紙本第十卷

物が所有者から運び去られることの故に、プブリキアナが準備されたわけではない。そしてその事の論拠は最初に衡平であるが、次いで「その物が占有者のものでないときには」という抗弁は、しかし善意で購入しそしてそのものの占有をその原因に基づいて手に入れた者が寧ろ物を持つためである。

第三章 貢納義務農地即ち永借地が請求されたとき

1 パウルス 告示註解第二一巻

都市の耕地の或ものは貢納義務と呼ばれ、或ものは呼ばれない。永久に賃貸されたもの、即ち賃借した者自身からも、それらの場所を承継したこれらの者からもそれらが運び去られるのは許されない限りで、これらの代りに貢納が納付されるという約款によるものは貢納と呼ばれる。私的に我々の耕地を耕作するために我々が与えるのを常とする旨で耕作することに与えられるのは貢納義務ではない。

§ 1 永久に収益すべき土地を市民由り賃借した者は、仮令所有者に招来されることがなくても、にも拘らずそれらの者にはどんな占有者に対してであれ、しかも市民自身に対しても、対物訴訟が成立すると定められた。

2 ウルピアヌス サビヌス註解第十七巻

にも拘らず貢納義務を弁済するときには、このようである。  
3 パウルス 告示註解第二一巻  
賃借された期間迄持つが、賃借の期間が終了しないときにも同一である。